

## 令和2年度 柔道整復師国家試験における 受験手数料の返還について

令和2年度厚生労働省所管医療関係職種である柔道整復師国家試験における受験手数料の返還について以下の通りとします。

国家試験の受験手数料は、受験に関する書類を受理した後は返還しない取扱いとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、試験当日に新型コロナウイルス感染症の診断がされていること等を理由に受験ができなかった受験者については、必要書類を提出することにより受験手数料を返還することとします。

### 1. 対象者

- 【1】新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- 【2】濃厚接触者※1※2 であり、試験当日に無症状である等※3 の条件を満たさない方
- 【3】日本の入国制限により受験会場に行くことができず、受験を断念された方
- 【4】試験当日の検査で、新型コロナウイルス感染症の診断がなされた方

### 2. 必要書類

(1) [受験手数料返還請求書](#) 

- (2) 振込先口座の写し
- (3) 診断書等の写し

(4) 対象者【1】に該当する方

新型コロナウイルス感染症に関する検査結果（陽性）が分かる文書等の写し（試験日前後2週間以内の日付のものに限る）

(5) 対象者【2】に該当する方

（濃厚接触者※1 に該当する方）

[受験手数料返還申立書](#) 

（濃厚接触者※2 に該当する方）

入国時の検疫手続きで記入した健康カードの写し（検疫官の署名があるものに限る）、  
レジデンストラックで入国した際に検疫所に提出した誓約書の写し

・対象者【3】に該当する方

[受験手数料返還申立書](#) 

・対象者【4】に該当する方

診断書等の写しは必要ありません。

※1 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者で、14日間の健康観察期間中に受験日が重なる受験者。

※2 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した受験者。

※3 ア 初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)の結果、陰性であること

イ 受験当日も無症状であること

ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

### 3. 提出期限

令和3年3月19日(金)消印有効

※提出が間に合わない場合には、必ず3月17日(水)までに下記連絡先に問い合わせること。

### 4. 提出・問い合わせ先(※郵送は簡易書留としてください。)

〒105-0033 東京都港区西新橋 1-11-4 日土地西新橋ビル 6階

公益財団法人柔道整復研修試験財団 試験部 宛

電話番号 03(6205)4731 (平日 9:00~17:15)

### 5. その他

(1) 必要書類到着後、審査を行い、確認ができた方へ受験手数料を返還します。

(2) 必要に応じて、電話照会等をさせていただく場合があります。

(3) 虚偽の申請が発覚した場合は、適切な措置を講じさせていただきます。

(4) 濃厚接触者に該当した場合は予め申し出ること。